

神戸市建設局共同研究等実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市建設局が保有する技術知識及び道路・公園等の施設（下水道施設を除く）等に関し、公的機関（国又は神戸市等の出資により設立された機関を含む）、大学等教育機関及び民間企業等外部機関が保有する先端技術や情報等を活用し、神戸市の行政課題・目的に合致する新規性に富んだ技術開発等を目的とした研究（以下「共同研究等」という。）を実施するために必要な事項を定める。

(共同研究等の分類)

第2条 共同研究等の分類は次の各号に掲げるとおりとする。なお、次に掲げる第1号から第3号を総称して、「共同研究」という。

(1) 「公募共同研究」とは、神戸市が研究課題を設定したのち、共同研究者を公募して行う研究をいう。

(2) 「一般共同研究」とは、神戸市と共同研究の申請者が研究課題を設定して行う研究であり、次項に掲げる簡易共同研究に該当しないものをいう。

(3) 「簡易共同研究」とは、神戸市と共同研究の申請者が研究課題を設定して行う研究のうち、次に掲げるものをいう。

ア 神戸市建設局の所管する道路・公園等の施設のうち特定の施設に固有の課題を解決するために行う研究であり、実施にあたり施設の軽微な改造や計測器等小規模な設備の設置を伴うもの

イ 実施にあたり設備の改造や計測機器の設置を伴わず、建設局の所管する施設の維持管理等に係るデータ等の提供を行うもの

(4) 「フィールド提供型研究」とは、共同研究の申請者が設定した研究課題に対してフィールド提供を行う研究をいう。ただし、フィールド提供型研究を実施できるのは、公的機関、大学等教育機関、地元企業等（本支店・営業所が神戸市内に所在する企業）及びこれらと共同研究体を構成する民間企業等外部機関とする。

(5) 「委託研究」とは、国等が公募する委託研究や実証事業等に、神戸市と共同研究者が協力して応募し、行う研究をいう。

(共同研究等の実施要件)

第3条 共同研究等は、次に掲げる要件すべてを満たすものにより実施することができる。

(1) 研究課題が神戸市建設局の行政目的に合致したものであること。

(2) 共同研究等として実施することが合理的かつ効果的なものであること。

と。

(4) 共同研究等を実施することにより、神戸市の業務に支障を及ぼさないように配慮されていること。

(共同研究者の要件)

第4条 共同研究者は、共同研究等の実施に十分な技術的能力及び経済的基盤を有するものでなければならない。

(共同研究等審査会)

第5条 研究課題、内容、実施の可否及び成果等を審査するために、共同研究等審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとし、審査会の設置及び運営等に関する要領は、別に定める。

2 審査会は、原則非公開とする。

(共同研究の申請)

第6条 公募共同研究又は一般共同研究若しくは簡易共同研究の申請者は、共同研究申請書（別記様式1-1）及び次に掲げる内容を記載した共同研究提案書（A4用紙5枚以内とする。）を神戸市に提出しなければならない。

(1) 研究の課題名

(2) 研究の目的

(3) 研究の目標（可能な限り具体的な数値とする。）

(4) 研究の実施場所

(5) 研究計画

(6) 研究体制

(7) 研究の費用分担

(8) 使用する主な施設並びに水、電気及びガス等

(9) 共同研究に関する研究実績及び特許権等の取得状況

(10) 会社概要

(共同研究の審査)

第7条 前条に規定する共同研究の申請があったときは、審査会は、当該共同研究における提案内容の審査基準（別表）への適合性について審査する。

2 前項に規定する審査において、審査基準に十分適合していると判断された場合、公募研究の共同研究者の選定又は一般共同研究若しくは簡易共同研究の実施を承認する。

3 神戸市は、申請者に対し、第1項の規定に基づく審査の結果を審査結果通知書（別記様式2）にて通知する。

(共同研究の契約)

第8条 前条第2項の規定に基づき共同研究の実施を認められた共同研究者は、共同研究の内容及び研究成果の取扱い等について、共同研究標準契約

書（別記様式3）により、神戸市と協議する。

2 前項の協議が成立したときは、共同研究契約を締結する。

（共同研究契約の変更）

第9条 共同研究の計画又は内容等を変更する場合、神戸市と共同研究者が協議のうえ、当該共同研究に関する契約を変更することができる。ただし、契約書の内容を大幅に変える場合は、審査会の承認を得なければならない。

（フィールド提供型研究の申請）

第10条 フィールド提供型研究の申請者は、フィールド提供型研究申請書（別記様式1-2）及び次に掲げる内容を記載した研究実施計画書（A4用紙5枚以内とする。）を神戸市に提出しなければならない。ただし、申請者に公平に研究の機会を与えるため、フィールド提供型研究を実施している民間企業（公的機関及び大学等教育機関との共同研究体として参加しているときを含む）は、当該フィールド提供型研究の期間中に新たなフィールド提供型研究を提案することができない。

（1） 研究の課題名

（2） 研究の目的

（3） 研究の実施場所

（4） 研究計画

（5） 研究体制

（6） 使用する主な施設並びに水、電気及びガス等

（7） 会社概要

（フィールド提供型研究の審査）

第11条 前条に規定するフィールド提供の申請があったときは、審査会は、研究者から提出された資料をもとに当該研究に対するフィールド提供の可否について審査する。

2 審査会は、フィールド提供型研究における提案内容の審査基準（別表）への適合性を審査し、審査基準に十分適合していると判断された場合、フィールド提供型研究の実施を承認する。

3 神戸市は、申請者に対し、第1項の規定に基づく審査の結果を審査結果通知書（別記様式2）にて通知する。

（フィールド提供に関する覚書の締結）

第12条 前条第2項の規定に基づき、フィールド提供型研究の実施を承認された共同研究者は、フィールド提供に関する事項等について、フィールド提供に関する覚書（別記様式4）により、神戸市と協議する。

2 前項の協議が成立したときは、フィールド提供に関する覚書を締結する。

（フィールド提供に関する覚書の変更）

第 13 条 フィールド提供に関する事項等を変更する場合、神戸市と共同研究者が協議のうえ、当該フィールド提供に関する覚書を変更することができる。ただし、覚書の内容を大幅に変更する場合は、審査会の承認を得なければならない。

(研究期間の延長)

第 14 条 共同研究等の研究期間の延長は、次に掲げる要件に該当する場合、行うことができる。

(1) 共同研究者（共同研究体であるときは、当該共同研究等を代表する共同研究者）に変更がないもの

(2) 第 6 条第 1 項に掲げる各号（ただし、第 5 号及び第 6 号を除く。）又は第 10 条第 1 項に掲げる各号（ただし、第 4 号及び第 5 号を除く。）に原則変更がないもの

2 前項に規定する共同研究等の延長を行おうとする者は、共同研究等申請書（別記様式 1 - 1（フィールド提供型研究のときは別記様式 1 - 2））及び次に掲げる内容を記載した共同研究提案書（フィールド提供型研究のときは研究実施計画書）（A 4 用紙 3 枚以内とする。）を神戸市に提出しなければならない。

(1) 共同研究等の延長理由

(2) 研究計画

(3) 研究体制（変更があったときのみ）

3 第 1 項に規定する共同研究等の延長に係る審査は、当該共同研究等の開始に係る審査と同様に行う。

(共同研究等の中止)

第 15 条 天災その他やむを得ない理由により、共同研究等を継続することが困難となったときは、神戸市と共同研究者の協議のうえ、当該共同研究等を中止することができる。

2 前項に規定する共同研究等の中止によりに共同研究者が被った損害について、神戸市は責任を負わない。

(共同研究等の成果の報告)

第 16 条 共同研究者は、共同研究等の結果得られた成果について報告書を作成し、神戸市に提出しなければならない。

2 前項に規定する報告書の内容について、共同研究者は、神戸市が求めたときは、報告会を開催又は神戸市が開催する報告会において報告しなければならない。

3 共同研究を実施している共同研究者は、第 1 項に規定する報告書を提出するとき（中間報告の場合を除く）は、共同研究自己評価申告書（別記様

式5)を提出しなければならない。

4 研究期間が1年以上の共同研究等における中間報告は、必要に応じて第1項及び第2項と同様に行う。

(共同研究の成果の評価)

第17条 審査会は、共同研究の結果得られた成果が報告されたときは、成果に対する評価を行う。

2 前項に規定する評価は、共同研究の成果及び前条第3項に規定する共同研究自己評価申告書の内容を勘案して行い、評価内容は、当該共同研究技術の神戸市建設局事業に対する適用性とする。

3 神戸市は、共同研究者に対し第1項に規定する評価結果を評価結果通知書(別記様式6)にて通知する。

(共同研究等の成果及び評価の公表)

第18条 共同研究の結果得られた成果及び前条に規定する共同研究の評価は、神戸市及び共同研究者が共有するものとし、神戸市及び共同研究者以外の者に知らせようとするとき又は公表しようとするときは、あらかじめ相手方の同意を得るものとする。ただし、研究成果及び評価の公表に関して別の定めをしたときは、この限りでない。

2 フィールド提供型研究の結果得られた成果を神戸市及び共同研究者以外の者に知らせようとするとき又は公表しようとするときは、神戸市と特定できないデータとして扱わなければならない。ただし、研究成果の公表に関して別の定めをしたときは、この限りでない。

(共同研究により取得した発明及び考案に係る権利の取扱い)

第19条 神戸市及び共同研究者は、共同研究の実施により発明等を得たことが明らかになったときは、当該発明等に係る知的財産権の持分等について協議するものとする。

(委託研究へ応募するときの手続)

第20条 委託研究への応募を提案する申請者(申請者が共同研究体であるときは、共同研究体の代表者とする。)は、委託研究応募提案書(別記様式1-3)及び次の各号に掲げる内容を記載した応募提案書(A4用紙5枚以内とする。)を神戸市に提出しなければならない。

(1) 研究の名称

(2) 研究の目的

(3) 研究の実施場所

(4) 研究計画

(5) 研究体制

(6) 使用する主な施設並びに水、電気及びガス等

(7) 会社概要

(委託研究の審査)

第 19 条 審査会は、申請者から提出された資料をもとに神戸市の委託研究への応募の可否について審査する。

2 神戸市は、申請者に対し前項に規定する審査の結果を審査結果通知書（別記様式 2）にて通知する。

(委託研究の契約)

第 20 条 前条に規定する審査において委託研究への応募が可とされときは、神戸市と共同研究者が協力して委託研究へ応募することができる。

2 国等の委託研究に採択されたときは、国等により定められた手順に従って委託研究契約等の手続を行うものとする。

3 前項の手続きにおいて、神戸市が直接当該研究の契約締結者とならない場合は、第 8 条に準じて共同研究者と神戸市が当該研究の実施に必要な契約を締結する。

(委託研究の成果の報告)

第 21 条 共同研究者は、委託研究の結果得られた成果について報告書を作成し、神戸市に提出しなければならない。

2 前項に規定する報告書の内容について、共同研究者は、神戸市が求めたときは、報告会を開催又は神戸市が開催する報告会において報告しなければならない。

3 研究期間が 1 年以上の委託研究における中間報告についても、前 2 項と同様に行う。

(共同研究等実施状況の公表)

第 22 条 神戸市は、次の各号に定める事項を公表する。

(1) 共同研究等を開始した場合

研究名称、共同研究者名、実施場所、申請日及び開始年月日

(2) 共同研究等が完了した場合

前号に掲げる事項のほか、研究完了年月日

(適用除外)

第 23 条 共同研究者が、国、地方公共団体、公益法人、大学等教育機関であり、研究実施者における共同研究などに関する内部規定を定めており、それが本要綱と矛盾・抵触する場合は、本要綱の規定にかかわらず神戸市と共同研究者で協議の上定める。

(雑則)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることができる。

附 則

この要綱は令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

別表：共同研究等の審査基準（第7条、第11条関係）

実施要件	審査基準	
	共同研究	フィールド提供
(1) 研究課題が神戸市建設局の行政目的に合致したものであること。	技術の全部又は一部に、市への適用性について評価する必要がある技術を含む研究である。	神戸市の道路・公園の適正な管理技術の開発に寄与する研究である。
(2) 共同研究等として実施することが合理的かつ効果的なものであること。	適切な費用及び役割分担がされた研究である。	共同研究者の利益となり、原則として市の費用負担がない研究である。
(3) 共同研究等を実施することにより、神戸市の業務に支障を及ぼさないよう配慮されていること。	関係法令を遵守し、市の道路・公園等の管理業務への影響等に配慮した研究である。	

年 月 日

神戸市建設局長 宛

申請者名

代表者名

住 所

共同研究申請書

神戸市建設局共同研究等実施要綱に基づき、〔一般・公募・簡易〕共同研究に応募したいので、下記のとおり申請します。

1. 共同研究の課題名（研究期間の延長）

2. 共同研究提案書（別添）

3. 担当者及び連絡先

年 月 日

神戸市建設局長 宛

申請者名

代表者名

住 所

フィールド提供型研究申請書

神戸市建設局共同研究等実施要綱に基づき、フィールド提供型研究に応募したいので、下記のとおり申請します。

1. 研究の課題名（研究期間の延長）

2. 研究実施計画書（別添）

3. 担当者及び連絡先

年 月 日

神戸市建設局長 宛

申請者名

代表者名

住 所

委託研究応募提案書

神戸市建設局共同研究等実施要綱に基づき、国等が公募する委託研究への応募を提案したいので、下記のとおり申請します。

1. 研究の課題名

2. 研究実施計画書（別添）

3. 担当者及び連絡先

様

神戸市建設局長

共同研究等の申請に対する審査結果について（通知）

申請された共同研究提案書等を神戸市建設局共同研究等実施要綱に基づき審査した結果を下記のとおり通知します。

記

1. 研究分類

一般 公募 簡易] 共同研究 フィールド提供型研究 委託研究への応募

2. 研究課題名

3. 審査日

4. 審査結果

承認します

一部修正の上承認します（修正内容： ）

承認しません（理由： ）

共同研究者等として選定されました

共同研究者等として選定されませんでした

以上

神戸市建設局 課

担 当：

T E L： 0 7 8 - -

F A X： 0 7 8 - -

_____に関する共同研究契約書

神戸市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、「_____」に関する_____共同研究（以下「本研究」という。）」を実施するに当たり、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（共同研究の実施）

第1条 甲及び乙は、本契約の巻末に添付する実施計画書に基づき、研究を実施する。

（共同研究の実施期間）

第2条 本研究の実施期間は、本契約締結の日から令和_____年_____月_____日までとする。本契約の有効期間もこれに準ずる。ただし、第15条の規定は契約の終了又は解約後3年間効力を有するものとする。

（共同研究の実施場所）

第3条 研究の主な実施場所は、_____とする。

（研究費用の分担）

第4条 甲及び乙は、実施計画書に基づき、研究費用を分担する。ただし、研究を遂行するに当たり甲又は乙にとって著しく負担となる費用又は分担の明らかでない費用については、甲及び乙で協議して定めるものとする。

（行政財産の使用）

第5条 本研究の実施に際して必要となる甲の土地その他の行政財産について、甲は、本研究の実施期間中、使用を承諾する。

2 前項の使用料については、無償とする。

3 第1項の承諾は、甲乙協議の上、使用条件及び復旧方法等を定めた内容を明記した研究計画を乙が作成し、甲が受領確認することにより成立するものとする。なお、甲が特に必要と認める場合は、乙に対し事前に甲が定める申請書及び減免申請書により申請を行わせ、甲は_____許可書を交付することができる。

（維持管理情報等の譲与）

第6条 本研究の実施に際して必要となる維持管理情報等について、甲は、乙の申し出にもとづき当該情報等を譲与する。

2 前項の譲与に際し、乙は、甲の情報資産等を情報システム上で取り扱う場合は、事前に甲と協議の上、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。

なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

(研究施設の設置又は改造等)

第7条 乙は、研究施設の設置又は改造等をする場合、事前に安全対策、工事体制、作業日程及び作業内容等を記した施工計画書を甲に提出しなければならない。

(維持管理)

第8条 乙は、研究施設を適切に維持管理するものとする。

2 乙は、維持管理の状況を甲に適宜報告するものとし、甲が研究施設の状況を把握できるようにしなければならない。

(安全衛生管理)

第9条 乙は、本研究の実施期間中、乙の責任において安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の防止に努める。

2 乙は、本研究の実施に当たっては、労働安全衛生法等災害防止関連法規の定めるところにより、必要な措置を講じ、労働災害の防止に努める。

3 乙は、本研究の実施期間中、安全衛生上に問題が生じたときには、遅滞なく必要な措置を講じるとともに甲に届け出る。

4 乙は、作業員に対し適正な安全衛生教育を行うとともに、危険な作業箇所については適切な安全対策を講じる。

(契約の変更)

第10条 甲及び乙は本契約の内容について変更する必要があるときは、相手方と協議のうえ、書面により変更することができる。

(共同研究の中断)

第11条 乙は、本研究により神戸市の施設に不具合が生じたときは、速やかに研究を中断する等、甲の指示に従って必要な措置を講じる。

(事故の責任)

第12条 甲及び乙は、本研究の実施に当たり事故を発生させたときは、自らの責任においてこれを処理しなければならない。

2 前項の場合において、相手方又は第三者に損害を与えたときは、当該損害を与えた者がその責任を負わなければならない。

(守秘義務)

第13条 甲及び乙は、本研究に関連して相手方から提供又は開示を受けた情報及び本研究を通じて知り得た情報について、本研究の目的以外に使用し又は第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当することを証明できる情報については、この限りでない。

(1) 本研究により知得する以前から既に公知であるとき

(2) 本研究により知得した後に自己の責めに帰し得ない事情により公知となったとき

(3) 本研究の開始以前から既に知り得ていた情報であるとき

(4) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手しているとき

(5) 本研究の目的以外に使用し又は第三者に提供することについて、書面により事前に相手方の同意を得た情報であるとき

(研究報告書の作成)

第 14 条 甲及び乙は、本研究によって得た結果及び本研究を通じて知り得た事項に基づき研究報告書を共同で作成し、甲が求めた場合は、甲の指定する場所において、報告会を開催または又は甲が開催する報告会において報告する。

(研究成果及び評価の公表)

第 15 条 甲及び乙は、本研究の結果及び評価を公表するときは、あらかじめ書面により相手方の同意を得なければならない。

(共同研究により取得した発明及び考案に係る権利の取扱い)

第 16 条 共同研究の実施により発明等を得たことが明らかになった場合、当該発明等に係る知的財産権の持分等について協議する。

(契約の解除)

第 17 条 天災その他やむを得ない理由により、本研究を継続することが困難となったときは、甲及び乙の協議の上、本契約を解除することができる。

2 甲は、本契約期間中に、甲の都合により研究施設を撤去する必要があるときは、あらかじめ、その理由を付した書面を乙に通知することにより本契約を解除することができる。

3 甲及び乙は、本契約期間中に相手方がこの契約に違反したときは、当該違反者に対して1月以上の期間を定めてその是正を求め、当該期間内に是正がなされないときは、当該違反者に対し書面による通知をもって本契を解除することができる。

4 前項の場合において、当該違反した者に故意又は過失があると認めるときは、損害賠償の請求を妨げない。

(暴力団員等の排除に関する措置)

第 18 条 甲は、乙又は乙の役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会勢力に係る者(以下「暴力団員等」という。)であること又は本契約が暴力団員等の利益になることが判明したときは、何ら催告を要せずに本契約を解除することができる。

2 前項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(原状回復義務等)

第 19 条 甲及び乙は、本契約期間が満了したとき及び第 17 条第 1 項の規定によ

り本契約を解除したときは、それぞれ費用をもって使用財産の原状回復を行うものとする。

2 第 17 条第 2 項、第 3 項及び前条第 1 項の規定により本契約が解除されたときは、乙は、甲の指定する期限までにその費用をもって使用財産の原状回復を行わなければならない。

3 前 2 項の場合において、使用財産の原状回復の義務を負った者が、当該義務を履行しなかったために他人に損害を与えたときは、当該の使用財産の原状回復の義務を負った者がその損害の責任を負うものとする。

(疑義の解釈)

第 20 条 本契約に関し疑義を生じた事項、及び本契約に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

〔紙契約の場合〕

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自その1通を保有する。

〔電子契約の場合〕

この契約の締結を証するため、甲と乙は、本電子契約書ファイルを作成し、それぞれで電子署名を行う。なお、本契約においては電子データである本電子契約書ファイルを原本として扱うものとし、同ファイルを印刷した文書はその控えとする。

年 月 日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
代表者 神戸市長 久元 喜造

乙

実 施 計 画 書

1. 研究目的			
2. 実施場所			
3. 研究計画	契約締結後、提出		
4. 研究項目及び研究費分担額	研究項目	甲	乙
	合計		
5. 研究体制	契約締結後、提出		
6. 使用する主な施設及び機械器具	甲		
	乙		
7. 使用する水、電気、ガス等及び費用負担			
8. 維持管理	契約締結後、提出		
9. 安全対策	契約締結後、提出		
10. その他			

_____の研究に関する覚書

神戸市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、「_____の研究（以下「本研究」という。）」を実施するに当たり、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（研究の実施）

第1条 乙は、本研究を行うため、研究施設を_____に設置し、本覚書の巻末に添付する実施計画書に基づき研究を実施する。

（研究の実施期間）

第2条 本研究の実施期間は、本覚書締結の日から_____年_____月_____日までとする。本覚書の有効期間もこれに準ずる。

（土地等の使用）

第3条 本研究の実施に際して必要となる甲の行政財産について、甲は、本研究の実施期間中、使用を承諾するものとする。

2 前項の承諾に際し、甲乙協議の上、使用条件及び復旧方法等を定めた内容を明記した研究計画を乙が作成し、甲が受領確認することにより成立するものとする。なお、甲が特に必要と認める場合は、乙に対し事前に甲が定める_____申請書により申請を行わせ、甲は_____許可書を交付することができる。

（水、電気及びガス等の使用）

第4条 甲は、本研究の実施に必要となる水、電気及びガス等の使用を許可するものとする。

2 乙は、本研究の実施期間における水、電気及びガス等の使用料について、甲から請求があった場合、甲が指定する期日までに支払うものとする。

（研究施設の設置又は改造等）

第5条 乙は、研究施設の設置又は改造等において、事前に安全対策、工事体制、作業日程及び作業内容等を記した施工計画書を提出し、甲の承諾を得るものとする。

（研究施設の維持管理）

第6条 乙は、研究施設を適切に維持管理するものとする。

2 乙は、維持管理の状況を甲に適宜報告するものとし、甲が研究施設の状況を把握できるようにしなければならない。

（安全衛生管理）

第7条 乙は、本研究の実施期間中、乙の責任において安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。

2 乙は、本研究の実施に当たっては、労働安全衛生法等災害防止関連法規の定

めるところにより、必要な措置を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。

3 乙は、本研究の実施期間中、安全衛生上に問題が生じたときは、遅滞なく必要な措置を講じるとともに甲に届けなければならない。

4 乙は、作業員に対し適正な安全衛生教育を行うと共に、危険な作業箇所については適切な安全対策を講じなければならない。

(契約の変更)

第8条 甲及び乙は、本覚書の内容について変更する必要があるときは、相手方と協議のうえ、書面により変更することができる。

(研究の中断)

第9条 乙は、本研究により処理場の運転管理等に不具合が生じたときは、速やかに研究を中断する等、甲の指示に従って必要な措置を講じる。

(事故の処理等)

第10条 乙は、本研究の実施に当たり事故を発生させたときは、自らの責任においてこれを処理しなければならない。

2 前項の場合において、甲又は第三者に損害を与えたときは、乙がその責任を負わなければならない。

(守秘義務)

第11条 甲及び乙は、事前に相手方の承諾を得た場合を除き、本研究の実施により知り得た相手方の業務上の秘密、その他の情報を目的外に使用し、又は第三者に開示し、若しくは利用させてはならない。

(研究成果の報告等)

第12条 乙は、本研究によって得た結果に基づき研究報告書を作成し甲へ提出するとともに、甲が求めた場合は、甲の指定する場所において、本研究の報告会を開催する。

2 甲及び乙は、本研究成果を第三者に発表する場合において、研究の実施場所を特定できないデータとして扱わなければならない。

(覚書の解除)

第13条 天災その他やむを得ない理由により、本研究を継続することが困難となったときは、甲乙協議のうえ、本覚書を解除することができる。

2 甲は、本覚書期間中に、甲の都合により本研究施設を撤去する必要があるときは、あらかじめ、その理由を付した書面を乙に通知することにより本覚書を解除することができる。

3 甲は、本覚書期間中に乙が本覚書に違反したときは、1月以上の期間を定めてその是正を求め、当該期間内に是正がなされないときは、甲は乙に対し書面による通知をもって本覚書を解除することができる。

4 前項の場合において、乙の故意又は過失があると認めるときは、損害賠償の請求を妨げない。

(暴力団員等の排除に関する措置)

第 14 条 甲は、乙又は乙の役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会勢力に係る者（以下「暴力団員等」という。）であること又は本覚書が暴力団員等の利益になることが判明したときは、何ら催告を要せず本覚書を解約することができる。

2 前項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(原状回復義務等)

第 15 条 乙は、本覚書期間が満了したとき及び第 13 条第 1 項の規定により本覚書を解除したときは、原則として、乙の費用をもって使用財産の原状回復を行うものとする。

2 第 13 条第 2 項、第 3 項及び第 14 条の規定により本覚書が解約されたときは、乙は、甲の指定する期限までに乙の費用をもって原状回復を行わなければならない。

3 前 2 項の場合において、乙が当該義務を履行しなかったために甲又は第三者に損害を与えたときは、乙がその損害の責を負うものとする。

(疑義の解釈)

第 16 条 本覚書に関し疑義を生じた事項、及び本覚書に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

〔紙契約の場合〕

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

〔電子契約の場合〕

この覚書の締結を証するため、甲と乙は、本電子覚書ファイルを作成し、それぞれで電子署名を行う。なお、本覚書においては電子データである本電子覚書ファイルを原本として扱うものとし、同ファイルを印刷した文書はその控えとする。

年 月 日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
代表者 神戸市長 久元 喜造

乙

実 施 計 画 書

1. 研究目的	
2. 実施場所	
3. 研究計画	覚書締結後、提出
4. 研究項目	
5. 研究体制	覚書締結後、提出
6. 使用する主な施設及び機械器具	甲 乙
7. 使用する水、電気、ガス等及び費用負担	
8. 維持管理	覚書締結後、提出
9. 安全対策	覚書締結後、提出
10. その他	

神戸市建設局長 宛

共同研究者名
代 表 者 名
住 所

共同研究自己評価申告書

応募時の申請内容に基づき、報告書とともに以下の通り自己評価を申告します。
但し、協議により変更契約を締結したものについては、契約変更後の内容に基づきます。

1. 研究分類		2. 研究期間		
3. 研究課題				
4. 共同研究者				
5. 評価欄		研究目標	研究成果	自己評価
	(1)			<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部未達成 <input type="checkbox"/> 未達成 (事由:)
	(2)			<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部未達成 <input type="checkbox"/> 未達成 (事由:)
	(3)			<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 一部未達成 <input type="checkbox"/> 未達成 (事由:)
6. その他	<input type="checkbox"/> 申請内容と相違なし <input type="checkbox"/> 申請内容と相違あり (共同研究契約変更日:) 変更内容: 事 由:			

様

神戸市建設局長

共同研究の成果に対する評価について（通知）

報告された共同研究の結果得られた成果を神戸市建設局共同研究等実施要綱に基づき評価した結果を下記のとおり通知します。

なお、本評価はあくまで「神戸市建設局事業に対する適用性」に対する評価であるため、技術そのものに対する有用性や技術の導入を保証するものではありません。

記

1. 研究分類

〔一般 公募 簡易〕共同研究

2. 研究課題名

3. 評価日

4. 評価結果

本研究は、神戸市への適用性が〔ある 一部にある ない〕技術である。

（事由等： ）

以上

神戸市建設局 課

担 当：

T E L： 078- -

F A X： 078- -